

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
(佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | |
|---|--|---|----|------------------|----------------|---------------|---|
| <p>(職制)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 理事は、上司の命を受けて、<u>庁務</u>の一部を掌理する。</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副教育長は、教育長を助け、<u>庁務</u>を整理し、教育長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>教育危機管理・広報総括監は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務</u>を掌理する。</p> | <p>(職制)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 理事は、上司の命を受けて、<u>事務局の分掌事務</u>の一部を掌理する。</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副教育長は、教育長を助け、<u>事務局の分掌事務</u>を整理し、教育長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>前項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務</u>を掌理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育危機管理・ 広報総括監</td> <td style="text-align: center;">危機管理及び広報に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総体2024 総括監</td> <td style="text-align: center;">全国高等学校総合体育大会(以下「総体2024」という。)の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「SAGA2024」という。)との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務</td> </tr> </tbody> </table> | 職 | 職務 | 教育危機管理・ 広報総括監 | 危機管理及び広報に関する事務 | 総体2024 総括監 | 全国高等学校総合体育大会(以下「総体2024」という。)の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「SAGA2024」という。)との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務 |
| 職 | 職務 | | | | | | |
| 教育危機管理・ 広報総括監 | 危機管理及び広報に関する事務 | | | | | | |
| 総体2024 総括監 | 全国高等学校総合体育大会(以下「総体2024」という。)の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「SAGA2024」という。)との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務 | | | | | | |

3 総体2024総括監は、上司の命を受けて、全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務を掌理する。

第9条 略

2・3 略

4 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務をつかさどり、第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者の服務について指揮監督する。

5 リーダーは、上司の命を受け、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務をつかさどり、第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者の服務について指揮監督する。

6 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する課長、推進監又はリーダーが、その職務を代行する。

第10条 略

2 略

3 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する室長が、その職務を代行する。

第11条 略

2 教育企画監、参事及び技術監は、上司の命を受け、課及び室の分掌事務の一部を掌理する。

第9条 略

2・3 略

4 第2項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げる事務をつかさどり、所属の職員の服務について指揮監督する。

| 職 | 職務 |
|------|-------------------------------|
| 推進監 | 教育DXに関する事務 |
| リーダー | 総体2024の開催及びSAGA2024との連携に関する事務 |

5 教育長及び副教育長がともに不在のときは、当該事務を担当する課長又は第2項に規定する職にある者が、その職務を代行する。

第10条 略

2 略

3 教育長及び副教育長がともに不在のときは、当該事務を担当する室長が、その職務を代行する。

第11条 略

2 前項に規定する職にある者は、上司の命を受け、課及び室の分掌事務の一部を掌理する。

3 課長又は室長が不在のときは、当該事務を担当する第1項に規定

第12条 略

- 2 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
- (1) 課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。
- (2) 略

第13条 略

- 2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
- (1) 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。
- (2) 略

第14条 略

第14条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリーダーを補佐するため、指導主幹を置く。

2 指導主幹は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に係る指導主事の事務に関する調査及び企画事務を処理する。

第14条の3 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副

する職にある者が、その職務を代行する。

第12条 略

- 2 課に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。
- 3 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
- (1) 課の分掌事務を整理し、課長(前条第1項に規定する職を置く課にあつては、課長及び同項に規定する職にある者)が不在のときは、その職務を代行する。
- (2) 略
- 4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。

第13条 略

- 2 室に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。
- 3 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
- (1) 室の分掌事務を整理し、室長(第11条第1項に規定する職を置く室にあつては、室長及び同項に規定する職にある者)が不在のときは、その職務を代行する。
- (2) 略
- 4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、室の分掌事務の一部を処理する。

第14条 略

教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。

2 情報主幹は、上司の命を受けて、事務局及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育D Xの推進に関する調査及び企画事務を処理する。

3 指導主幹は、上司の命を受けて、教育D Xに係る指導主事の事務に関する調査及び企画事務を処理する。

第15条 略

第15条 略

第15条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、推進監及びリーダーを補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。

2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、推進監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

3 第1項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。

(1) 総体2024の開催及びSAGA2024との連携に係る指導主事の事務に関する調査及び企画に関すること。

(2) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画に関すること。

(3) 教育D Xの推進に関する調査及び企画に関すること。

(4) 教育D Xに係る指導主事の事務に関する調査及び企画に関すること。

4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。

(1) 総体2024の開催に関すること。

第16条 略

第16条の2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務の一部を処理する。

第16条の3 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。

- (1) 教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教育DXの推進及び支援に関すること。
- (3) 教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。
- (4) 教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。
- (5) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。

第17条 略

2 教育事務所に教育指導監及び係長を置くことができる。

(2) SAGA2024との連携に関すること。

(3) 教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。

(4) 教育DXの推進及び支援に関すること。

(5) 教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。

(6) 教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。

(7) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。

第16条 略

第17条 略

2 教育事務所に教育指導監、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置

| | |
|--|--|
| <p>3～6 略</p> <p>7～10 略</p> <p>第18条 第9条、第11条、第12条、第15条、<u>第16条の2</u>及び第16条の<u>3</u>に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</p> | <p>くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 <u>調整主幹、副主幹及び主幹は、上司の命を受けて、所務の一部を処理する。</u></p> <p>8～11 略</p> <p>第18条 第9条、第11条、第12条、第15条及び第15条の<u>2</u>に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> |
|--|--|

(佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則（昭和33年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------|--|-----------|---|
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 左欄（職員） | 右欄（職） | 左欄（職員） | 右欄（職） |
| 指導主事 | 主幹、指導主事 | 指導主事 | <u>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、指導主事</u> |
| 事務職員 | 主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員 | 事務職員 | <u>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及</u> |

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| | | | びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員 |
| 技術職員 | 主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員 | 技術職員 | <u>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員</u> |
| 社会教育主事 | 主幹、主任主査、主査、社会教育主事 | 社会教育主事 | <u>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会教育主事</u> |
| 略 | | 略 | |

(佐賀県教育財産管理規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| | |
|-----|-----|
| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。

(4) 略

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。

(4) 略

(佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第4条 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(職制)</p> <p>第5条 教育センターに所長のほかに<u>副所長</u>を置く。</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>第6条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 所長及び副所長ともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。</p> | <p>(職制)</p> <p>第5条 教育センターに所長を置く。</p> <p><u>2 教育センターに副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>第6条 課に課長を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 所長及び副所長がともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。</p> |

第7条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第7条の2 前2条に定める者のほか、教育センターに課長及び係長を置くことができる。

2 略

(所長の専決事項)

第8条の2 略

2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

3 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第7条 課に調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第7条の2 前2条に定める者のほか、教育センターに課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

2 略

(所長の専決事項)

第8条の2 略

2 副所長、課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

3 略